

## 地区サッカー協会に関する規程

### (目的)

第1条 この法人は、定款第5条の事業達成のために、地区サッカー協会を加盟団体とすることができる。

### (定義)

第2条 地区サッカー協会は、山形県の市町村を6地区に分割し、各地区におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体とする。

地区名	市町村
酒田地区：	酒田市、遊佐町
鶴岡地区：	鶴岡市、庄内町、三川町
新庄地区：	新庄市、尾花沢市、村山市、東根市、真室川町、金山町、最上町、舟形町 大石田町、鮭川村、戸沢村、大蔵村
山形地区：	山形市、寒河江市、天童市、上山市、西川町、河北町、大江町、朝日町、 中山町、山辺町
長井地区：	長井市、飯豊町、小国町、白鷹町
米沢地区：	米沢市、南陽市、川西町、高畠町

2 自治体の再編や人口の推移及び政治的变化などにより、理事会の承認を得て、地区の割り方や地区数を変えることができる。

### (権限)

第3条 地区サッカー協会は、各地区におけるサッカー界を統括し、各地区におけるサッカーの普及振興を図る。

### (組織)

第4条 地区サッカー協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。

- (1) 議決機関
  - (2) 執行機関
  - (3) 各種委員会(本協会の各種委員会に準じた組織及び機能を有すること。)
- 2 地区サッカー協会は、原則として、市町村サッカー協会を当該地区サッカー協会の加盟団体とすることができる。
- 3 地区サッカー協会の規定等は、各地区サッカー協会が別に定めるものとする。

(団体正会員)

第5条 地区サッカー協会は、本協会の団体正会員とする。

(理事の推薦)

第6条 地区サッカー協会は、本協会の理事を推薦しなければならない。

(届け出義務)

第7条 地区サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)役員の名簿

2 地区サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

(1)事業報告書

(2)財務諸表または収支計算書

(指導助言)

第8条 本協会は、必要があると認める場合は、地区サッカー協会に対し、組織運営等について必要な指導及び助言をすることができる。

(改正)

第9条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第10条 本規則は、2026年3月26日から施行する。